

個人情報保護委員会（第 369 回）議事概要

- 1 日 時：令和 8 年 9 月 16 日（水）13:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、
 穴戸委員、新保委員、藤井委員
 佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、津村審議官、
 松谷総務課長、香月参事官、日置参事官、在津参事官、片岡参事官、
 安蒜参事官

4 議事の概要

- （１）議題 1：個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 政令・規則の整備に向けた基本的な考え方（案）について①（適正なデータ利活用の推進、リスクに適切に対応した規律①）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「基本的な考え方（案）に賛同する。「顔特徴データ等に関する規律」の論点 2、周知方法・周知義務に関して意見を申し述べたい。

「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q & A」の記載を参考にするとされているが、現在の「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q & A」の揭示方法の例示は、店舗等の入口やカメラの設置場所等という幅のある記載になっている。施設の入口でよいのか、あるいはカメラごとに必要なのかということについては、実務にも影響を与える部分かと思われるので、規則あるいはガイドライン等の適切なところで、利用者が容易に識別できると事業者が判断した方法という趣旨で規定していただくのがよろしいのではないか」という旨の発言があった。

藤村委員から「御説明いただいた案について賛同する。

今回の改正において、個人識別符号のうち、顔特徴データ等が、いわゆる本人関与が低い中で大量入手可能であること、一意性、不変性が高いこと、特定の個人を識別する効果が長期にわたる点を踏まえて、一定の周知義務を課す特定生体個人情報の規律を設けたものであると認識している。法定された性質を有する記述対象として、主に顔特徴データは、従前よりカメラやセンサー機器利用による取扱い上の課題及び境界事例として様々見受けられたことから、今回、顔特徴データ等を規律の対象とすることについては、異存ない。

先々に向けた検討内容として、特定生体個人識別符号の対象について意見を申し述べたいと思う。現行の個人識別符号の類型は資料のとおりであるが、生体データの一つとして、声に関する類型がある。音声の法的位置付けについては、昨今、様々な法分野でも議論が進んでいるものと認識してい

るが、技術革新により公共空間、準公共空間でもクリアな音声取得・抽出が容易になってきたこと、顔と一緒に取得できるデータである機会が多いこと、また、認証にも利用される場面が増えていること、そして、声帯振動や形状といった現行の定め以外の面以外にも、例えば会話内容と組み合わせることで、プライバシー保護の必要性が生じる場合等があると認識している。将来的には、こういった音声の性質や状況と、規律の趣旨等の適合性を見据えながら、音声又はそのほかの生体データについても、検討を広げていく必要があるのではないか」という旨の発言があった。

新保委員から「適正なデータ利活用の推進とリスクに適切に対応した三つの規律について意見を述べる。

一つ目の「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱い」について、この規定は、本人同意の原則を維持した上で、同意の存在ないし同意すべき立場が客観的に自明である現実的な場合に限って同意取得を不要とするものであり、本人同意要件の緩和・引下げではないことが理解できるようにしていただきたいと思う。そのために、この規定に関する拡大解釈や恣意的判断を誘発することがないように、規則及びガイドラインのみならず、対外的な説明、広報においても、本例外が本人同意要件の緩和ではなく、限定的な例外である旨を、正確に位置付けていただきたいと思う。

その趣旨を明確にする上でも、例えば具体例として、オンラインのクレジットカード決済で本人確認を行う仕組みであるEMV 3-Dセキュアなど、本人認証によって、決済取引の安全確保や不正利用防止のために当然必要となるセキュリティ対策に伴う個人データの提供等については、「本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」の具体的な想定例として、規則又はガイドライン等によって明確にしていきたい。このEMV 3-Dセキュアは、本人が望む取引の安全な実現に不可欠であり、不正利用防止による、むしろ本人の利益保護に資する処理である。くわえて、クレジット取引セキュリティ対策協議会の「クレジットカード・セキュリティガイドライン」は、原則として全てのEC加盟店にEMV 3-Dセキュアの導入を求めることとしている。同ガイドラインは、割賦販売法上のセキュリティ対策義務の実務上の指針として位置付けられるものであり、2025年4月以降、原則全EC加盟店に導入が求められており、実務上、その導入が制度的に要請されている手続であることから、分かりやすい具体例として本例外の趣旨に合致するものと考えてる。

二つ目の「子供の個人情報の取扱いに関する規律」について、個人情報の取扱いに関する規律において、こどもの最善の利益を優先して考慮すべき事項の具体化については、関係府省庁、関係機関との連携が極めて重要であると考えてる。個人情報保護法は、個人情報の取扱いに関する一般法である。

それゆえに、こどもの最善の利益に関わる規律を具体化するには、例えば、こども基本法（令和４年法律第 77 号）が定める基本理念との整合が不可欠であると考えられる。このような理念面、分野別の施策面での整合を確保するためには、関係府省庁を始めとする関係者との連携、協働が必要である。

また、16 歳未満という年齢基準の設定については、例えば G D P R 第 8 条を既に参照してこの規定が定められていることを始めとして、こどもに関する手続の検討に当たって、G D P R と E U の制度、手続も参照されていることは、制度の国際的な相互運用性、とりわけ日 E U（日英）間を含む相互の十分性認定の維持の観点から適切だと考える。

最後に、三つ目の「顔特徴データ等に関する規律」についてだが、顔特徴データ等の利用に係る政令、規則、ガイドライン等の検討は、カメラ画像の利活用を始めとするこれまでの検討済みの成果を踏まえ、これらの蓄積との整合性、連続性を確保した形で行っていただきたい。顔識別機能付きカメラシステムの運用、店舗、駅、空港等での掲示方法等、既存の実務は、これまでの成果物に依拠して構築されていることから、改正法に基づく新たな手続への円滑な移行と、実務の予見可能性確保の観点からも、既存成果の活用、接続が重要であると考ええる」旨の発言があった。

宍戸委員から「法律の委任を受けて、政令あるいは規則を定める委任立法については、委任をする法律の規定の文言及びその規定の趣旨からみて委任の範囲が画され、その中で適切に政令・規則等の内容を定めることが、我が国の法治主義の原則である。その観点からすると、お示しをいただいた資料 1 は、問題となる三つの論点について、この度改正された個人情報保護法の規定、またその規定の趣旨を丹念に整理した上で、政令・規則に定めることを委任された問題について論点を整理し、謙抑的にその内容を提示したもので、全体として極めて適切なものだと思う。この方向でステークホルダー等と議論をし、関連省庁と必要に応じて調整を行い、成案に向けて事務局において検討いただきたい。その上で、個別の論点について意見を申し上げたい。

1 点目は、資料 15 ページ、「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」として、どのような場合を規定すべきかということについてである。文言だけを卒然と見ると、様々なことが考えられるが、改正法上、契約に着目していることから、事業者と本人の契約の締結において、契約の履行と同等のものを、契約の締結に先立っている場合、あるいは事業者と第三者の契約という場面に絞って、「本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」と考えたのは、適切であると思う。似たような場面として、民法上あるいは債権法上は、契約以外に「事務管理」という、本人の権利利益のために誰かが何かを行う場面は考えられるが、事務管理の場合、本人の意思に反しないことが明らかと言え

るかどうか、必ずしも的確に分からない場合があり得る。そういった観点からみると、本人の意思に反しないことが明らかであるという意味で、契約という観点に着目するのは適切であると思う。

2点目は、「子供の個人情報の取扱いに関する規律」についてである。法第35条第9項の11類型の例外事由に加え、新たなものを第12号の委任に基づいて政令に書き起こすかどうかだが、改正法第11号の「詐術を用いていた場合」の「詐術」の範囲によって、第12号で定めるべきものがあるかどうかが決まるというのが私の理解である。「詐術」を広くとる場合には、第12号で定めるべき場合は恐らく不要になり、ほぼ第11号に吸収されることになるであろうし、「詐術」を狭くとる場合には、もしかすると第12号で定めなければいけないのではないかと考える。ただ、通常の「詐術」の理解において、第12号で特別に政令で定めなければいけない場合が、現時点では考えにくいのではないかとというのが私の理解である。

3点目、「顔特徴データ等に関する規律」である。例えば、周知を建物全体で行うのか、フロアごとに行うのか、部屋ごとに行うのかという点は、当該カメラがどういった趣旨で設置され、誰がその管理を行い、どのような目的で使われるのかによって、本人に対して伝えるべきこと、伝えなければいけないことが変わってくるかと思う。一般に個人情報保護法で保護しようとする個人の権利利益の中身としてプライバシーがあり、本人の合理的期待を裏切るかどうかということが、物事を実質的に考える場合の一つのメルクマールとなるだろう。したがって、過剰にあちらこちらに周知のための掲示があるというよりは、合理的な期待の観点からみて、例えば建物に入ったときに、建物権利者が管理しているはずだと思われるけれども、実は別の人が管理しているような場合には、掲示を行う必要があるといったような、現在の顔識別カメラ等の使われ方、人々の合理的な期待という観点から、その周知の在り方を適切に定めていくべきだろうと思う。これまでの本委員会での検討、公表文書等においても、そのような考え方を提示してきたと思うが、改めてこの点も、ステークホルダーとの対話等の中で問題状況を把握し、個人情報の本人にとって分かりやすく、かつ事業者等にとって過剰な負担にならないような、適切な周知義務の水準を御検討いただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

- (2) 議題2：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）等における安全管理措置の手法の例示の追加等の検討について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

藤本委員から「実際に広く使われている技術等の変化への対応だけでなく、これまでの監視・監督の経験を踏まえた見直しになっており、とても良

い。従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある「講じなければならない措置」と、実践のための例を示した「手法の例示」を、読み手に分かりやすく説明するというのは大切な視点である。今後は、「手法の例示」をきめ細やかに見直すプロセス等についても、考えていていただきたい」旨の発言があった。

清水委員から「本議題に賛成する。

個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」では、「中小規模事業者における手法の例示」が示されているが、当該記載は今回の見直しの対象とならないのか。今後、見直しが予定されているのか」という旨の発言があった。

これに対し、片岡参事官から「今次の見直しは、「手法の例示」の追加・現代化を図るものであるが、現行の「中小規模事業者における手法の例示」は抽象的な内容になっており、現時点で見直しを要するとは考えていない。もっとも、今後も安全管理措置の手法の例示については、不断の検討を行うので、当該検討の都度、見直しの要否を判断していくことになるものと考えている」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

（３）議題３：監視・監督について

※内容について非公表

（４）議題４：シンガポールデータフェスティバル 2026・IAPPアジアフォーラム 2026 について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

水島専門委員から「今回のシンガポールデータフェスティバル 2026 においては、「AI 時代におけるデータ保護当局の役割及び方向性」をテーマとする IAPP（国際プライバシー専門家協会）主催のパネルセッションに登壇した。

本パネルセッションにおいて、私からは、日本が個人情報保護法の改正を通じて、AI 時代におけるイノベーションとデータ保護のバランスをどのように図っているかについて紹介した。具体的には、AI 時代に対応するため、今般の法改正で導入された統計作成等の特例などを紹介しながら、データ利活用に向けた法制度や政策と個人の権利利益の保護との適切なバランスを図ることの重要性を説明した。また、国境を越えた信頼という観点からは、DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）及びグローバルCBPRの普及、PETs の活用等を通じて、各国制度の相互運用性と国際協力を促進し、信頼性のある国際的なデータ流通を推進することの重要性について説明した。

引き続き、当委員会が進める取組を積極的に発信し、日本のプレゼンス向上に一層貢献していきたい」旨の発言があった。

手塚委員長から「この度、シンガポールデータフェスティバル 2026 に参加し、アジア諸国を中心とした国際的で活気ある議論を直接肌で感じることができ、大変刺激的な経験ができた。

今回、D P A 向けのクローズドセッションにおいては、D F F T の A S E A N 展開として、「ASEAN—Japan Cooperation Personal Data for DFFT」の 3 本の柱とその意義を紹介し、A S E A N 諸国に向けた具体的な協力枠組みの概要を御説明した。また、A I 関連の議論の中では、今般の個人情報保護法改正について、個人の権利利益の保護強化として課徴金制度の導入や、適正なデータ利活用の観点から統計作成等の特例などの制度整備を紹介した。また、もう一つの民間向け C I P L サイドイベントの登壇の機会においては、安全かつ円滑な越境データ流通に向け、法制度とデジタルシステムを一体的に見る考え方について紹介した。

今回の会議においても、A I に関して多くの議論がされたが、議論の内容としては、A I 技術の持つリスクに対する各国の課題認識のもと、シンガポールにおけるエージェント A I を念頭に置いた、A I ガバナンスフレームワークの時宜に応じたアップデートや、英国における他部門の規制機関と連携したガイダンスの発信など、A I のリスク管理を可能にする各国政府の政策の紹介がされており、議論の内容として、調査や課題提示の段階から、具体的な対応策にシフトしてきているように感じた。

また、今回の会議においては、シンガポール P D P C（個人データ保護委員会）との間で行った M O C の署名を始め、英国 I C O（情報コミッショナーオフィス）やタイ P D P C など、参加した各国のデータ保護機関のトップと直接話をする機会にも恵まれた。このように、各国のトップと直接膝を突き合わせて話す機会は、当委員会と各国のデータ保護機関との関係をより一層密にしていくに当たって、大変有意義なものであると感じている。

以上のとおり、改めて今回の出張を通じて、各国データ保護機関との間での積極的な議論や情報交換を通じた国際的な関係強化の重要性が一層高まっていると認識した。今後も、他国・地域との信頼関係の構築と、継続的な連携の促進に努めていきたい」旨の発言があった。

新保委員から「個人情報及びプライバシー保護をめぐる諸課題は、データの国境を越えた流通や A I 等の技術進展に伴い、一国のみの取組では十分な解決が困難な状況となっている。このため、各国のデータ保護機関及び専門家が参加する国際会議に、委員会として主体的に参画することが重要である。国際会議に参加する主な意義は、次のとおりである。

1 点目として、各国制度の相互理解及び制度間の整合性の確保が挙げられる。越境データ移転を円滑に進めるためには、各国の個人情報保護制度

に関する相互理解を深めるとともに、データの適正な国際流通に資する枠組みの形成に貢献することが必要である。

各国の法令や制度の概要については、公開情報等により一定程度把握することが可能である一方、具体的な運用状況、解釈及び実務上の課題については、公開情報のみで十分に把握することが困難である。

このため、国際会議において各国の関係者と直接意見交換を行うことは、制度の運用実態を把握し、我が国の制度と諸外国の制度との調和及び整合性を確保する上で重要である。

2点目として、新たな技術的・社会的課題への対応が挙げられる。AI、顔識別及び顔認識等の技術は急速に進展しており、個人情報保護にとどまらず、プライバシー保護の観点からも新たな課題が生じている。

これらの課題は各国に共通するものであることから、国際会議を通じて最新の技術的知見、規制動向及び政策対応を共有することは、国内における適切な制度運用を図るとともに、国際的な協調に基づく対応を進める上で有益である。また、新たな制度や取組については、諸外国の先進事例のみならず、実施過程で生じた問題点、期待した効果が得られなかった事例及び改善を要した事項等を把握することが重要である。各国が公開する情報は成果や成功事例を中心とする傾向があることから、制度上又は運用上の課題、失敗の要因及び改善策について率直な情報交換を行うことができる国際会議は、実効性のある政策形成に資するものと考えられる。

3点目として、データ保護機関間のネットワークの構築が挙げられる。国際会議は、制度や政策に関する情報交換の場であるだけでなく、各国のデータ保護機関の関係者との信頼関係を醸成し、継続的な協力体制を構築するための重要な機会である。

越境案件への対応に当たっては、電子メールやオンライン会議等を通じた連絡も可能であるが、非公式な情報交換や率直な意見交換をオンライン環境のみで行うことには、一定の限界がある。平時から関係機関との人的ネットワークを構築しておくことは、緊急事案や国境を越える問題が発生した際の迅速かつ円滑な連携につながることから、実務上も極めて重要である。

4点目として、我が国の国際的なプレゼンスの向上及び国際貢献が挙げられる。委員会が国際会議に主体的に参加し、議論に貢献することは、我が国の個人情報保護制度及び関連する取組を国際社会に発信する機会となる。特に、我が国の個人情報保護法制の見直しについては、諸外国からも関心が寄せられていることから、その趣旨、背景及び具体的な内容を直接説明することにより、我が国の制度に対する理解及び信頼を高めることが期待される。

制度に関する書面や情報を一方的に提供するだけでは、各国の疑問や関

心事項に十分対応することが困難な場合がある。このため、対面での説明及び意見交換を通じて、相互理解を促進することが重要である。また、国際的なルール形成に関する議論に当事者として参画することは、我が国の制度、実務及び基本的な考え方を国際的な枠組みに反映させる上でも貴重な機会となる。

以上を踏まえ、国際会議への参加は、単なる情報収集にとどまるものではなく、各国制度の運用実態の把握、制度間の整合性の確保、新たな技術的・社会的課題への対応、関係機関との信頼関係の構築及び我が国の国際的な発信力の向上に資するものである。

当委員会として国際会議に主体的に参加し、各国の専門家及びデータ保護機関との積極的な意見交換を継続することは、我が国の制度の円滑かつ適切な運用、国際的な課題への的確な対応及び国際社会との信頼関係の構築の観点から、必要不可欠である」旨の発言があった。

以上